

韓国における改正保険業法の主要内容と今後の課題

東部火災 法學博士 金 亨冀

I. はじめに

本稿は、最近、改正された韓国の保険業法について、その改正の主要内容を概観し、今後の課題を日本の保険学会および保険業界へ紹介することを目的とする。

韓国の国会は、2010年6月29日、保険消費者への保護装置の強化を柱とする「保険業法の一部改正法律案」を可決した。同法律案が国会の本会議を通過されたことによって、2005年から改正に向けて始められた議論は、およそ5年ぶりに実質的な改正議論に終止符を打つことになった。

2010年6月29日、保険業法の改正案が国会の本会議を通過されたのは、立法予告の後、約1年半ぶりのことである。この間、保険業法の改正案は、保険会社に対する決済業務の容認^{註1)}、保険販売専門会社制度^{註2)}の採用などについて様々な議論が繰り広げられたが、結局、これら二つの問題は保険業法の改正案に反映されなかったことによって、今度の業法改正の核心は、‘消費者保護装置の強化’であるといえる。

保険会社に対する決済業務の容認および保険販売専門会社制度の採用に関連しては、保険会社、銀行、法人代理店、金融監督機関などの間に相互の利害が相反したこともあって、激しい議論が行われた結果、当分の間、採用のこと自体を留保することで決着がつけられた。

改正保険業法の主な内容は、1) 保険消費者への保護装置の強化、2) 保険商品の開発及び審査手続きの改編、3) 保険募集組織に対する規制体系の整備、4) 保険業許可の緩和、5) 保険会社の業務範囲の拡大、6) 保険会社資産運用の自主性拡大などである。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

保険業法の改正作業を担当してきた金融委員会の担当者は、“保険消費者に正しくて正確な情報を提供することに力を入れ、今後消費者の苦情を減らし、保険に対する良くないイメージを改善していけるだろうと期待できる”と語っている。

以下においては、改正保険業法の主な内容について詳しく検討する。これに先だち、韓国における保険業法の改正背景および改正経緯について簡単に触れることにする。

II. 保険業法の改正背景および改正経緯

2010年6月29日、政府提出案に一部の議員発議案の内容が反映された「保険業法の一部改正法律案」が、国会の本会議を通過し、実質的な改正作業が終わることになった。

2005年3月、保険業法の改正に向けて準備作業を始めてから5年3カ月ぶり、2006年1月、第一次の立法予告案が公表されてから3年9カ月ぶり、更に2008年11月、第二次の立法予告案が公表されてから1年8カ月ぶりの結果である。

今度、保険業法の改正は、その作業期間が長くなったので、少なくない難しさを経験したのであり、改正法律もまた、いくつかの課題を残しているのも事実である。

韓国においては、2003年、保険業法の全面的改正の後、汎世界的な貿易・投資の自由化、金融機関の兼業化など、急激な環境変化に対応していくために、保険業界と学者たちが共同で、2005年から1年余り検討した結果、2006年、保険業法の改正試案が提示されることになった。

しかしながら、保険商品の開発手続きなどに対する異見を狭めることができなかった中、資本市場法^{注3)}の国会通過、商法の保険篇の改正作業^{注4)}など、新たな変数が現れたことによって、政府は、保険業法の改正試案を補完した後、再び推進する方向へ立場を整理した。

2007年からは、学界・研究機関など、専門家による諮問委員会が構成され、追加的改正事項を反映し、銀行法、保険業法、資本市場法のいわゆる金融機関の

三法が、統一的・体系的な形を維持する方向へ、同年 12 月、改正要綱が発表されることになった。

しかし、これもまた、政権交替による金融政策の見直し、関連のある政府機関の間の意見調整などで、11 か月ぶりに立法予告をした後、国会へ上程された。ところが 保険会社への決済業務の容認、保険販売専門会社制度の採用などに関連した意見の整理が進まず、国会の政務委員会で漂流していたが、保険消費者の保護および金融環境の変化に対して急いで対応していくために、議論の余地のある事項を除いた内容を中心にして保険業法を改正したのである。

Ⅲ. 改正保険業法の主要内容

1. 保険消費者への保護装置の強化

(1) 保険契約者の区分

改正保険業法（以下、業法という）第 2 条においては、保険契約者を“一般保険契約者”と“専門保険契約者”として区分し、保護の水準につき差等を設けた。

“専門保険契約者”とは、保険契約についての専門性、資産規模などに照らして、保険契約の内容を理解し、履行できる能力のある者として、i) 国家、ii) 韓国銀行、iii) 大統領令で定める金融機関、iv) 株式上場法人、v) その他大統領令で定める者をいう。

一般保険契約者に対しては、説明義務および適合性原則（Suitability Rule）を厳しく適用する反面、保険契約についての専門性を持つ専門保険契約者に対しては、緩和して適用することになっている。

(2) 保険商品についての説明義務の強化

業法第 95 条ノ 2 第 1 項においては、保険会社または保険募集に従事する者に対しては、一般保険契約者へ保険契約締結を勧誘する時、保険料、保険範囲、保険金の支払制限事由など、保険契約の重要事項を一般保険契約者が理解できるよう、説明義務を負わせている。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

さらに、業法第 95 条ノ 2 第 2 項においては、保険会社または募集従事者は、重要事項についての説明の際、一般保険契約者が説明内容を理解されたことにつき、署名などで確認を受け取るように規定した。

なお、業法第 209 条第 2 項によると、同法第 95 条ノ 2 に違反した場合、保険会社に対しては、収入保険料の 20%以下の課徴金を、募集人・代理店に対しては、2 千万ウォン以下の過怠料を課している。

(3) 適合性原則の導入

業法第 95 条ノ 3 においては、保険契約者または保険募集に従事する者は、一般保険契約者が保険契約を締結する前に、対面または質問を通じて、保険契約者の年齢、財産・所得状況、保険加入の目的などを把握し、保険契約者に適合した保険商品を勧めるように、規定した。

同条が適用される保険商品は、投資型商品である“変額保険”が、とりあえず適用対象になる見通しとなっている。

なお、同条第 1 項は、適合性原則の前提条件である‘Know-Your-Customer-Rule’の採用の際、一般保険契約者の年齢、財産状況、保険契約の目的を書面などで、確認を受け取るように規定した。

(4) 虚偽・誇張広告の規制

業法第 95 条ノ 4 においては、保険契約者の保護のために、保険会社または保険に従事する者が、保険商品について広告する時、必須包含事項ならびに禁止事項など、広告の基準を明文化した。同条によれば、必須包含事項と禁止事項は、次のとおりである。

①必須包含事項（業法第 95 条ノ 4 第 2 項）

- i) 保険契約の締結の前に、商品説明書および約款を読むよう勧誘する内容
- ii) 保険契約者がすでに締結した保険契約を解約してから、他の保険契約を締結

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

する場合、保険の引受が拒絶されるか、あるいは保険料が引上げたり、保障内容が変わるとの内容

iii) 変額保険の元本損失の可能性など

②禁止事項（業法第 95 条ノ 4 第 3 項）

i) 保険金支払限度、支払制限の条件、免責事項、減額支払事項などを十分に告知しないことによって、保険金を制限なしに受け取れるように誤認させる行為

ii) 保障金額が大きい特定内容だけを強調したり、高額保険金の受取事例などを紹介し、保険金を多く支払うように誤認させる行為

iii) 保険料を日割りで分割して表示したり、保険料の算定基準を不十分に説明し、保険料が安いように誤認させる行為

iv) 満期の際、自動更新される保険商品の場合、更新の際、保険料が引上げられることを、保険契約者が分かるように、十分に告知しない行為

v) 金利および投資実績によって満期返戻金の変動されうる保険商品の場合、満期返戻金が、保険満期の日に確定的に支払われるように誤認させる行為など

最近、韓国においては、ホームショッピング（home shopping）などを利用した保険販売広告が増加する傾向であるので、消費者の被害防止のために虚偽・誇張広告を規制できる根拠を設けたわけである。

そこで、保険商品に対する「表示・広告の公正化についての法律」以外に、保険契約の特性に合わせて、保険商品の広告の際、必須包含事項ならびに禁止事項などを明文化したわけである。

（5）重複（保険）契約締結の確認義務

業法第 95 条ノ 5 においては、保険会社または保険募集に従事する者は、大統領令で定める契約（例えば、実損医療保険）に対しては、保険契約締結の前に保険契約者になろうとする者の同意を得て、募集しようとする保険契約と同一の危

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

険を保障する保険契約を締結しているかを確認しなければならないし、以前確認した内容を保険契約者になろうとする者にすぐ知らせるべきであると規定した。

(6) 業法第 95 条は、保険案内資料に保険金支払制限の条件に関する事項を記載するよう、義務づけた。

(7) 通信手段を通じた契約解除の許容

業法第 96 条は、保険契約者が電話・郵便・コンピューター通信などの通信手段を利用して、保険契約の申込内容の確認・撤回、締結した契約の解除を行うことができるよう、規定した。

ただし、通信手段を利用する契約解除は、あらかじめ同意の手続きを行った場合のみに限定される。

(8) 金銭貸借の関係を利用する保険募集の禁止など

業法第 97 条は、金銭貸借の関係を利用する募集、他の募集従事者の名義を利用する募集、保険契約者または被保険者の署名捺印を受けなくて、他人の署名捺印を受ける募集、正当な理由なしに障害者の保険加入を拒否する行為などを禁止している。

(9) 不公正な貸出の禁止など

業法第 110 条ノ 2 は、i) 貸出を条件にして、借主の意思に反して保険加入を強いる行為、ii) 不当に担保を要求したり、連帯保証を要求する行為、iii) 保険会社またはその役職員が、貸出業務と関連して、不当な利益を受ける行為、iv) 保険会社の優越的地位を利用して、保険会社を利用する者の權益を不当におかす行為などを禁止している。

(10) 基礎書類の記載事項に対する遵守義務

業法第 127 条ノ 3 は、故意のある保険金支払の遅滞ならびに不払いなど、基礎書類の遵守義務の違反に対しては、業務停止の命令などの行政処分を下すことができるように新しく明文化された。

(11) 保険約款に対する理解度の評価

業法第 128 条ノ 4 においては、金融委員会は保険消費者を対象にして、保険約款の理解度を評価 (readability test) する制度を採用し、その評価の結果を開示するように、新しく明文化された。

2. 保険商品の定義及び開発手続きの改編

(1) 保険商品の定義の明文化

業法第 2 条においては、保険業法の適用対象になる金融商品の範囲を明白に規定するために、保険商品の定義が新しく明文化された。

同条によると“保険商品”とは、危険保障を目的で、偶然の事件発生に関して、金銭およびその他の給付を行うことを約定し、対価を授受する契約であると定められた。

ただし、保険商品の概念的要素を持っているが、保険業法上の規制が必要ではない領域（国家が営む社会保険など）は、保険商品の定義規定から除外されることになった。

(2) 保険商品の開発手続きの改編（業法第 127 条、第 128 ノ 2、第 128 ノ 3、第 196 条）

業法第 127 条などにおいては、ほとんどの保険商品を事前統制なしに、自主的に開発し、販売できるように認め、商品開発の自主性および創意性が大幅に拡充されることになった。

（現行）認可商品（90%）、届出商品（10%）：合わせて 3 段階の手続き

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

(先任アクチュアリー→保険開発院→金融監督院) の履行が必要

(改編) 自由商品 (75%~85%) : 保険会社内部の検証手続きを経た後、自由に販売できる。

届出商品 (15%~25%) : 現行の体系を維持

(3) 基礎書類の変更勧告の明文化

業法第 127ノ2において、保険会社が基礎書類の作成・変更原則ならびに保険料率の算定原則を守らない場合は、金融委員会は変更を勧告できるように、新しく規定した。

ただし、恣意的に変更勧告が濫用されないように、変更勧告は、必ずその内容および事由が書かれた文書で、行わなければならないと規定された。

3. 保険募集組織に対する規則体系の整備

(1) 保険募集人の要件など整備

業法第 83 条においては、保険を募集しうる者を保険設計士に一元化して、保険会社・保険代理店・保険仲立人の所属でそれぞれ活動するように区分したのであり、また保険設計士の欠格要件と登録取消要件を整備した (同法第 84 条第 22 項、第 86 条)。

保険設計士の欠格要件には、禁錮以上の刑の宣告が言い渡され、執行猶予期間にある者、登録取消処分を 2 回以上受けた者、過怠料・課徴金の賦課処分の事由発生に責任のある者などが含まれる。

これは、保険設計士の取消要件と業務停止要件に、業務停止の処分を 2 回以上も受けた場合と、過怠料の処分を 2 回以上受けた場合を追加し、保険設計士に対する制裁をさらに重くしたことになる。

(2) 保険設計士に対する教育義務の明文化

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

業法第 85 条ノ 2 においては、不完全販売による保険消費者の被害を防止するため、保険会社などに、所属保険募集人に対する補習教育を義務化する規定を、新しく明文化した。

(3) 法人保険代理店などに対する規制の強化

業法第 87 ノ 2、第 87 ノ 3、第 89 ノ 2、第 89 ノ 3 では、法人保険代理店と法人保険仲立人における役員資格の要件を新設し、また、その業務範囲をも募集業務を中心に制限することによって、業務の集中度および専門性を高めることにした。なお、法人保険代理店と法人保険仲立人に対しては、主な経営現況および不完全販売率などについての開示義務を課することにした。

4. 保険業の認可に関連する規制緩和

(1) 許可みなし規定の新設

業法第 4 条においては、保険種目の許可と関連して、業務の現実を反映して、認可みなし規定を新しく設けた。すなわち、特定の保険種目の認可を得た場合、当該の種目に関する再保険の認可を受けたものとみなすことにした。

また、生命保険業または損害保険業に当てはまる保険種目の全部について、許可を得た保険会社の場合、経済秩序の健全性を損なったことがなければ、当該の生命保険業または損害保険業の種目として、新しく設けられる保険種目に対する許可を受けたものとみなすことにした。

(2) 認可書類の簡素化

業法第 5 条においては、保険業の認可を得るために、提出しなければならない基礎書類の中で、大統領令で定める書類だけを提出するように簡素化した。

これは、認可申請の前段階において、申請者が必要な人力を雇って、複雑なあらゆる基礎書類を作成するような負担を軽減するための措置である。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

(3) 人的・物的施設の維持条件の緩和

業法第 6 条第 1 項においては、保険業の認可を得ようとする者が、業務の一部を外部に委託する場合は、それに関連した人的・物的施設を備える義務を免除したのである。たとえば、損害査定業務の外部への委託の時、損害査定人の保有義務の緩和などがこれに該当する。

(4) 保険種目の追加の時、許可要件の緩和

業法第 6 条第 3 項においては、保険業への新規参入の場合の要件と保険種目の追加の場合とを区分し、保険種目の追加の場合における要件を緩和した。

新規参入の場合は、①資本金、②人的・物的施設、③事業計画の妥当性、④筆頭株主の財務健全性および道徳性を審査することになっているが、種目追加の場合は、①保険会社の経営実績および財務健全性、②事業計画の妥当性、③保険会社と筆頭株主の道徳性のみを審査するのである。

5. 保険会社の業務領域の拡大

(1) 兼営業務の体系の改善

業法第 11 条では、保険会社の兼営業務について、①金融関係法律において認められた業務、②金融関係法律に基づいて許認可を得た業務、③契約者の保護および健全な取引秩序を損なう恐れのない金融業務などで区分し、再構成することになった。

これによって、流動化資産 (Underlying Asset) の管理業務などは、別の認可なしに、保険会社が取扱できるのであり、信託業などは該当の法律上の許認可を得たならば、保険業法上の認可は省略することにした。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

(2) 附随業務に対する Negative 方式の採用

業法第 11 条ノ 2 においては、保険会社に認められる附随業務の範囲について、Positive 方式から Negative 方式へ転換し、原則的に申告を通じて自由に営めるように新しく明文化した。

ただし、保険会社の経営健全性、または保険契約者の保護に問題があったり、金融市場の安定性を損なう附随業務については、金融委員会は、事後的に制限・是正命令を通じて規制することにした。

6. 保険会社の資産運用に対する自主性の拡大

(1) 資産運用の制限規制の緩和

業法第 105 条においては、保険会社に対して、貴金属・骨董品および書画の所有を禁じている資産運用規制を削除し、また、派生商品 (Derivatives) の投資類型を列挙する Positive 方式を廃止することによって、保険会社の資産運用の自主性を高めることにした。

(2) 資産運用割合の規制改善

業法第 106 条においては、現在、施行令において規定している特別勘定の資産運用規制を、一般勘定と同じく保険業法において規定するように改正した。

さらに、保険会社の非上場株式の所有限度に対する規制は廃止し、また、為替建て保険商品に対しては、外貨資産規制 (30%) の例外として認めることにしたのであり、なお、一定規模以下の少額特別勘定は一般勘定に含めて、資産運用割合の規制を適用するように改善した。

(3) 子会社の所有規制に対する改編

業法第 115 条においては、保険会社の子会社の所有と関連して、現行の承認・申告制度を維持しながらも、保険会社の子会社に対する承認基準を設けることによって、監督当局の恣意性を排除することにした。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

また、保険会社がすでに所有している子会社が、業種を付け加えようとする場合も、承認・申告義務を履行するように明確化したのである。

7. その他の改善事項

(1) 相互協定の認可制度の改善

業法第 125 条においては、保険会社が金融委員会の認可をもらって締結する相互協定の中で、微細な変更に対しては、認可の代わりに申告ですませられるとの旨を定めている。また、規制緩和の実効性を確保するために、公正取引委員会との協議手続きも省略することにした。

(2) 前任アクチュアリの義務の廃止

業法第 184 条においては、保険商品の開発手続きの改善に基づいて、前任アクチュアリに負わせられている、保険商品に対する最終的確認・検証義務を廃止することになった。

その代わりに、前任アクチュアリに対しては、基礎書類の違反事項について、金融委員会への報告義務を負わせることにした。

(3) 損害査定人制度の改善

業法第 186 条は、現在、保険業法の施行規則および監督規定において定められている損害査定人の区分および業務に係る補助人についての条項に対して、保険業法において法的根拠を明確化した。

そこで、今後、保険業法の施行規則の改正と関連して、現在 4 種類^{注5)}の損害査定人以外に、統合型の資格制度を追加する予定である。

(4) 社外取締役の資格要件の強化

業法第 15 条では、保険会社と利害関係を持つ者として大統領令において定められる者は、社外取締役になれないように、欠格要件を拡大している。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

IV. 保険業法の改正に伴う影響

前述したように、今回の改正業法は、保険業の許可規制緩和、保険会社の業務領域拡大、消費者の保護装置強化、保険会社の資産運用の自主性拡大、ならびに保険商品の開発手続き合理化などを主な内容としている。

この中でも、政策当局がより重点を置いて改正した部門は消費者の保護強化と保険会社の自主性拡大である。

消費者の区分の新設、説明義務および適合性原則の採用、虚偽・誇張広告の規制強化など、一連の保護装置の強化は、最近、保険商品が複雑・多様化されている中、不完全販売が増えている状況を考えると、妥当な立法的措置であるといえるだろう。

ただ、これらの規制が保険営業の現実を反映せず、形式的側面で強調しすぎる場合、保険営業活動が必要以上に縮んで伸びないこともありうるので、消費者保護と相容れないことのない範囲内で、実効性のある詳細な基準を設けるべきであろう。

それとともに、適合性原則は、本来、投資型商品に適用される原則であることから、その採用と関連して少なくない議論が行われたのであり、今もその適用対象と方法については、保険業界から憂慮する声の方が多い。適合性原則が適用される保険商品に対しては、保険業法の改正要望において、投資型商品である変額保険へ先に適用し、段階的に拡大するようとしたわけであるが、適合性原則の趣旨を考えると、元本損失の可能性のある保険商品に限られるべきであるとの意見が強いのである。

また、改正業法は、附随業務を幅広く認めて、保険会社の業務領域を拡大する一方、派生商品（derivatives）規制を Negative 方式へ換えるなど、資産運用規制を緩和したことによって、保険会社の資産運用における自主性および収益性を高められうると期待されている。こうした、制度改善は、保険会社へより幅広い営業自主性を与え、消費者に one-stop service など、総合金融サービスを提供できるだろうと思われる。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

なお、自由商品制度の採用は、商品開発制度を事前規制よりも事後審査を中心に運営し、保険会社そして商品開発において自主性を高めることにより、保険会社の創意性と迅速性をも高められうる面で、保険会社へ肯定的影響を及ぼすだろうと評価されている。

V. 保険業法の改正課題

<表>保険業法の主な改正事項の推移において表しているように、今回の保険業法の改正作業が長かっただけに、その改正事項もまた環境変化に合わせて、持続的に増加されてきたのである。

2006 年の立法予告案においては、主として業務領域、消費者保護、保険商品開発の部門に焦点が合わせられたが、2007 年の改正要望においては、募集制度と決済業務、共済事業^{註6)}の監督一元化などを付け加え、2008 年以降は、保険業の許可制度と消費者保護、募集制度の部門を数多く補ったのである。

今回の保険業法の改正において漏れた事項は、共済事業の監督一元化、保険会社への決済業務の許容、金融委員会の保険詐欺と関連した資料提出要請権などである。

第一に、共済事業の監督一元化の問題は、共済に対する保険業法の適用が何回も推進されてきたにもかかわらず、いつも関連当局の反対で採択されなくなったのであるが、共済消費者の保護、共済産業の健全な発展、それから保険産業との衡平な規制のためには、必ず解決されるべきことであると思われる。

共済事業は、一般人を対象に行われているにもかかわらず、保険業法が適用されないため、保険加入者の保護の不十分と民間保険会社との不公正な競争などが、問題点として指摘されてきたのである。

第二に、保険会社への決済業務の許容に対しては、韓国銀行をはじめとする銀行業界が、金融システムの危険を高めるとの理由などで、激しく反対している。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

しかしながら、保険業界からは、決済業務の場合は、すでに特定産業のみの固有業務ではなく、金融業を営むための基本的インフラストラクチャとして変わっている環境変化を鑑み、保険産業にもこれを認めるべきであるとの主張が続けられている。

第三に、保険詐欺調査と関連した金融委員会の診療如何の事実確認に対する要請権の場合も、当局間の意見の不一致のために含まれなかったが、保険詐欺は、保険契約者だけではなく、一般の善良な国民がその直接的被害者になっていることを鑑みると、一層前向きな姿勢が必要であるとの意見も強く出ている。

もちろん、関係当局の意見のように、個人情報保護の重要性は認められるが、提供の資料が‘単純な確認’にすぎないし、情報利用者が国家および政府機関であることから、個人情報の漏えいの可能性は薄いのではないかとの意見もある。従って、情報の活用に伴う国家的損失防止と個人情報保護との比較斟酌を通じて再論されるべきではないかと思われる。

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

(注)

1) 保険会社への決済業務の参与許容は、顧客に one-stop サービスを提供できる土台を確保することによって、金融兼業化時代における業際間の公正競争を図るためである。保険会社への許容業務は、送金、入出金、料金払いなど、金融投資業にすでに認められた業務と同じ範囲で設けられることになっていた。

2) 保険販売専門会社は、保険契約締結の代理のみを行う GA(General Agency)とは違って、保険契約締結の仲介を営む会社をいう。保険販売専門会社は、保険商品の原価に属する事業費に対して、引下げ交渉を行える。国会へ上程されていた保険業法の改正案によると、保険販売専門会社は、収益証券(fund)を取扱えるし、保険料交渉権が与えられ、GA よりも権限が一層強化される。そこで、金融監督院への報告書提出義務、不完全販売の申告などの義務もまた強化される。

3) 資本市場法は、「資本市場と金融投資業についての法律」の略語であり、既存の証券取引法と先物取引法、間接投資資産運用業法、信託業法、総合金融会社についての法律、韓国証券先物取引所など、資本市場と関連のある 6 個の法律を統合し、制定された法律として、2007 年 8 月 3 日公布され、2009 年 2 月 4 日から施行された。

4) 韓国の保険契約法（商法保険編）の改正案は、2008 年初頭、国会に上程されたまま、いまだに通過されない状態である。韓国の保険契約法の改正案についての詳しい内容は、金星泰「韓国保険契約法改正の現況と主な改正論点」『日本保険学雑誌』第 606 号（2009 年 9 月）、p.61 以下参照。

5) 保険業法施行規則第 52 条においては、損害査定人は、第 1 種損害査定人（火災保険・責任保険・技術保険・信用損害保険などの損害額を査定）、第 2 種

【創立 70 周年記念大会】

記念報告

レジュメ： 金 亨冀

損害査定人（海上保険の損害額を査定）、第 3 種損害査定人（対人損害査定人および対物・車両損害査定人）、第 4 種損害査定人（障害保険・疾病保険・介護保険の損害額を査定）などで区分している。

6) 保険事業は、保険会社が保険業法などに基づいて営んでいる反面、共済事業 (Mutual-aid project) は、特定の法的根拠がなくて、各種の組合法に基づいて営んでいるし、主務部長官の認可が必要である。現在は、農協、水協などが特別法に基づく共済事業として運営している。

<表> 保険業法の主な改正事項の推移

改正事項		2006.10 立法予告案	2007.12 改正要綱	2008.11 立法予告案	2010.06 改正法律
保険業 認可 規制	基礎書類提出の簡素化	○	○	○	○
	既認可保険種目の再保険のみなし認可	—	—	○	○
	全種目営業時の新設追加種目のみなし認可	—	—	○	○
	保険種目の追加時の認可要件緩和	—	—	○	○
	業務委託時、人的・物的認可要件緩和	—	—	○	○
	社外取締役の資格要件強化	—	—	—	○
業務 領域	兼営業務の体系整備	○	○	○	○
	附随業務のNegative方式採用	○	○	○	○
	資金決済業務の許容	—	○	○	×
募集 制度	保険代理店の営業保証金制度改善	○	○	○	○
	保険販売専門会社制度の採用	—	○	○	×
	募集人などの教育義務化	—	○	○	○
	募集使用人を保険設計士で一元化	—	○	○	○
	保険募集人などの欠格・取消要件強化	—	—	○	○
	保険募集人などの登録取消事由強化	—	—	○	○
	法人代理店・保険仲立人の規制強化	—	—	○	○
消費者 保護	保険募集人に対する優越的地位の濫用防止	—	○	○	○
	保険商品の説明義務新設	○	○	○	○
	消費者区分に基づく保護の違いを承認	○	○	○	○
	虚偽・誇張広告の規制	○	○	○	○
	適合性原則の採用	—	○	○	○
	保険会社の重複契約締結の確認義務	—	—	—	○
資産 運用 規制	保険会社の不公正な貸出禁止	—	—	—	○
	不動産資産運用の法的根拠明確化	○	○	○	○
	派生商品の資産運用規制緩和	○	○	○	○
	為替建て保険商品の割合規制例外化	○	○	○	○
	子会社所有規制の改編	○	○	○	○
	貴金属・骨董品・書画の所有禁止廃止	—	—	○	○
	非上場株式の資産運用規制廃止	—	—	○	○
	少額特別勘定に対する例外適用	—	—	○	○
保険 商品	商品開発手続きの合理化	○	○	○	○
	定義規定の新設	—	○	○	○
	基礎書類の変更勧告新設	—	—	○	○
	保険約款の理解度の評価制度採用	—	—	—	○
その他	保険詐欺の定義規定および資料提出の要請権新設	○	○	○	×
	保険会社間の相互協定と関連する規制緩和	○	○	○	○
	損害査定人の資格制度改善	○	○	○	○
	共済事業の監督一元化	—	○	○	×
	資本減少の承認緩和	—	○	○	○
	外国保険会社国内支店の許可取消事由追加	—	○	○	○
先任アクチュアリの義務強化	—	—	○	○	

(出典) KiRi(保険研究院)Weekly, 2010.7.5, p.11

(注) — 未反映、○ 反映、× 削除